

函館市スポーツ振興事業取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、本市のスポーツの振興を図り、もって市民の健康の保持増進に資するため実施する函館市スポーツ振興事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

函館市スポーツ振興事業は、次の各号に掲げるとおりとし、各事業の内容、補助の対象として定める経費等については、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 顕彰事業 | 別紙1のとおり |
| (2) スポーツ・レクリエーション指導者育成事業 | 別紙2のとおり |
| (3) 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業 | 別紙3のとおり |
| (4) スポーツ合宿誘致推進事業 | 別紙4のとおり |

3 補助金の交付申請等

補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。